

研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第3章及び第4章に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）において実施する試験研究について、研究活動における特定不正行為が発生した場合における措置等に関し定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要領における措置等の実施は、研究支援事業を対象とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「特定不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。
- 二 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 三 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- 五 「研究機関」とは、第2条に規定される事業から研究費を現在受けているか又は過去に受けていた機関をいう。
- 六 「研究者」とは、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究実施者」の総体をいう。
- 七 「悪意」とは、被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意志をいう。

(特定不正行為に対応するための責任者及び告発等の受付窓口)

第4条 ガイドライン第3章第2による生研支援センターにおける研究活動の特定不正行為に対応するための責任者（以下単に「責任者」という。）は、生研支援センター所長とする。

2 研究活動における特定不正行為に関する告発等の生研支援センターにおける受付窓口は、総務課（研究公正管理チーム）（以下「告発窓口」という。）とする。

(告発の取扱い)

第5条 研究支援事業に係る研究活動の特定不正行為を発見した者、又は特定不正行為があると思料するに至った者は、書面又は電子メールにより、受付窓口へ告発を行うことができる。

2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- 一 特定不正行為を行ったとする研究者・グループ
- 二 特定不正行為の態様等、事案の内容
- 三 不正とする科学的合理的理由

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容、匿名で告発を行った理由等の事情を勘案し、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 報道や学会等の科学コミュニティにより特定不正行為の疑いが指摘された場合は、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

5 告発の意思を明示しない相談を受けたときには、責任者はその内容について告発に準じた確認・精査を行い、相当の理由があると認めた場合には、相談者に対し、告発の意思があるか否かを確認する。なお、相談者に告発の意思がない場合であっても、事案により調査等を行うことができる。

(告発の受理等)

第6条 受付窓口は、告発があった場合、当該告発の対象である研究支援事業の担当課（告発があった時点で既に終了している研究支援事業に係る事案である場合には、当該研究支援事業を担当していた課とする。以下単に「担当課」という。）に回付するものとする。

2 責任者は、告発の受理、不受理を決定し、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）にその結果を通知するものとする。

3 責任者は、前項により告発の受理を決定した場合は、研究者等に対し、それらが保管する資料等の保全を命ずることができるものとする。

4 責任者は、告発の受理を決定した場合は、被告発者の所属する機関及び告発に係る研究に関する資金の配分を受けた機関（以下「被告発研究機関」という。）に告発の内容を通知するものとする。

5 責任者は、告発を受理した場合には、告発のあった研究活動について、必要な調査及び特定不正行為の有無の認定を行うための機関（以下「調査機関」という。）を定めるとともに、当該告発を回付し、告発が当該研究機関にあったものとして取り扱うよう要請するものとする。

6 調査機関は、原則として被告発者が所属する研究機関とする。ただし、これによりがたいと生研支援センターが認める場合には、生研支援センター及び被告発者が所属する研究機関が協議して調査を行う機関を決定する。

7 前項の協議の結果、生研支援センターが調査を行う場合には、当該被告発者が所属する研究機関は生研支援センターの調査に誠実に協力しなければならないものとする。また、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。

8 責任者は、調査機関から本調査を行わない旨の通知があった場合は、その旨を被告発者が所属する機関及び被告発研究機関（当該調査機関を除く。）に通知するものとする。

- 9 受付窓口は、研究機関が受理した告発について、当該機関から本調査の実施又は不実施の通知があった場合には、担当課に回付するとともに、当該研究機関に対し、当該告発の担当課を通知するものとする。
- 10 責任者は、研究機関から本調査の実施の通知があった場合は、第5項により当該研究機関を調査機関に特定したものとして取り扱うものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第7条 責任者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 責任者は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 3 生研支援センターは、悪意に基づく告発であることが判明しない限りは、単に告発したことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行わないよう、研究機関に要請するものとする。
- 4 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、責任者は、告発者の氏名の公表や当該告発者の所属機関に対する通知、刑事告発等の措置を取ることができる。
- 5 責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対する懲戒処分等を行ってはならない。

(調査の委託又は協力)

- 第8条 責任者は、第6条第5項の規定に基づき回付すべき適当な研究機関がない場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると認めた場合は、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。

(調査中における一時的措置)

- 第9条 責任者は、第6条第5項の規定により定めた調査機関から本調査を行う旨の通知があった場合、又は第8条の規定により調査を委託した場合には、調査の終了前であっても、必要に応じ調査の中間報告を当該調査機関に求めることができるものとする。

- 第10条 責任者は、前条による中間報告を受けたときは、被告発研究機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができるものとする。
- 2 責任者は、前条による中間報告を受けたときは、被告発研究機関に対し、調査機関から調査報告を受けるまでの間、被告発者が研究代表者又は研究分担者若しくは研究補助者（以下「研究代表者等」という。）である研究に関し、当該機関に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）又は既に別に被告発者を研究代表者等として申請されている研究資金について、採択の決定若しくは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができるものとする。

(特定不正行為を行ったと認定された者に対する措置の検討体制)

第11条 責任者は、調査機関により特定不正行為があったと認定された場合には、当該特定不正行為を行ったと認定された者（以下「被認定者」という。）に対する措置を検討する委員会（以下「措置検討委員会」という。）を開催し、被認定者に対する措置の検討を求めるものとする。

(措置検討委員会の役割)

第12条 措置検討委員会は、責任者の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を責任者に報告する。

(措置検討委員会の構成)

第13条 措置検討委員会は、原則として、特定不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究手法や、特定不正行為についての確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認定者や当該特定不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成するものとする。

2 措置検討委員会は、原則として、被認定者が所属する研究機関又は、特定不正行為があったと認定された研究にかかる資金（以下「被認定資金」という。）の配分を受けた機関に属する者は委員としないものとする。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見つからず、かつ、公正な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

(措置検討委員会における検討)

第14条 措置検討委員会が被認定者に対する措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、特定不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの特定不正行為への関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無などを考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を責任者に報告するものとする。

(措置の決定)

第15条 責任者は、措置検討委員会の検討結果を受け、被認定者に対する措置を決定する。

なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わないものとする。

(措置決定の通知)

第16条 責任者は、前条の規定により決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する機関及び被認定資金の配分を受けた機関に通知するものとする。

2 責任者は、当該措置及びその対象者等について、国費による研究資金を所管する各府省に農林水産省を通じて情報提供を行うものとする。

(措置の対象者)

第17条 特定不正行為があったとされた場合の措置の対象者は、次に掲げるものとする。

一 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、特定不正行為に関与したと

認定された著者

- 二 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、特定不正行為に関与したと認定された者
- 三 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容に責任を負う者として認定された著者

(措置の内容の決定)

- 第18条 責任者は、前条各号に掲げる者に対して、次条から第22条までに規定する措置を講じるものとする。
- 2 措置の内容は、次条から第22条までの規定を標準とし、特定不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の特定不正行為への具体的な関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定めるものとする。ただし、措置検討委員会が特に必要と判断するときは、次条から第22条までに規定する措置以外の措置をとることができるものとする。

(研究費の打ち切り)

- 第19条 責任者は、被認定資金のうち第17条各号に掲げる者が行っていた研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該被認定資金の配分を打ち切り、当該被認定資金であって、特定不正行為の認定がなされた時点において未交付分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以後配分しないものとする。
- 2 特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合は、当該研究計画に係る研究全体への資金の配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。
 - 3 第17条第1号及び第2号に掲げる者に対して、被認定資金以外の、現に配分されている全ての研究資金であって、特定不正行為の認定がなされた時点において未交付分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以下のとおりの措置をとるものとする。
 - 一 第17条第1号及び第2号に掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しないものとする。
 - 二 第17条第1号及び第2号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究については、当人による研究費使用を認めないものとする。

(研究資金の申請の不採択)

- 第20条 責任者は、特定不正行為が認定された時点において第17条各号に掲げる者が研究代表者となっている申請については、これを採択しないものとする。
- 2 特定不正行為が認定された時点において第17条各号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている申請については、当人を除外しなければこれを採択しないものとする。
 - 3 採択後に、当人が除外されないまま採択されたことが判明した場合、その採択を取り消すことができるものとする。

(特定不正行為に係る研究費の返還)

- 第21条 責任者は、被認定資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費（間接経費若しくは一般管理費を含む。以下本条において同じ。）の一部又は全部の返還請求その他必要な措置を取ることができる。返還額については、第2項、第3項及び第4項を原則としながら、特定不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。
- 2 責任者は、特定不正行為があったと認定された研究全体が打ち切られたときは、当該研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該機関の負担とするものとする。
- 3 当該研究全体のうち、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究のうち第17条各号に掲げる者が行っていたものに係る資金の配分を受けた全ての機関に対し、当該者に係る未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該機関の負担とするものとする。
- 4 責任者は、第17条第1号及び第2号に掲げる者が研究の当初から特定不正行為を意図していた場合など特に悪質な場合は、当該研究のうち、当該者が行っていたものに係る資金の配分を受けた機関に対し、当該者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求めものとする。なお、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。

(研究資金の申請資格の制限)

- 第22条 責任者は、第17条各号に掲げる者に対し、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降、全ての研究資金への研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての申請を制限するものとする。制限期間については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為への関与の度合いに応じて措置検討委員会が別表で定める基準に基づいて定めるものとする。なお、各府省所管の競争的資金等を活用した研究活動について特定不正行為があった者による申請についても、各府省等が行う特定不正行為に対する措置に応じて同様に扱うものとする。

(措置後に訴訟が提起された場合)

- 第23条 第18条で決定した措置（以下「決定措置」という。）が行われた後、調査機関に設置された調査委員会が行った特定不正行為の認定について訴訟が提起された場合であっても、当該認定が不適切である等、当該決定措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該決定措置は継続するものとする。

(措置前に訴訟が提起された場合)

- 第24条 決定措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による特定不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに当該決定措置を行うことを妨げな

い。当該決定措置を行った後の取扱いについては前条の規定によるものとする。

(措置後の訴訟において措置が不適切とされた場合)

第25条 決定措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による特定不正行為の認定が不適切だった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該決定措置を撤回するものとする。

2 決定措置により研究費の返還がなされていた場合、責任者は、その金額を当該決定措置対象者に再交付することができるものとする。

3 決定措置により研究費の打ち切りがなされていた場合には、責任者は、打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを決定するものとする。

(措置内容の公表)

第26条 責任者は、原則として、決定措置の対象となった者の氏名・所属、当該決定措置の内容、特定不正行為が行われた研究資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容及び当該特定不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書等について、速やかに公表するものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における特定不正行為に係る被認定者の氏名・所属については、公表しないことができるものとする。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しないものとする。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第27条 責任者は、特定不正行為を行った場合に生研支援センターが行う措置の内容及び対象となる者の範囲について、公募要領や委託契約書(付属資料を含む)等に記載することにより、研究者が予め内容を承知した上で応募又は契約するように取り計らうものとする。

(他の制度により不正行為が発生した場合の取扱い)

第28条 生研支援センターは、他の機関が配分した研究資金を活用した研究活動において、研究上の不正を行ったと認定された者(以下「不正行為実施者」という。)に対して措置を講じる旨の通知を受理した場合には、第15条から第28条までの規定に準じて、不正行為実施者に対する措置の決定等を行うものとする。その場合、第15条の「措置検討委員会の検討結果を受け」は、「回付を受けた措置の内容を踏まえ」に読み替えるものとする。

(雑則)

第29条 この要領に定めるもののほか、不正行為が発生した場合の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

別表（第22条関係）

対象資金への申請を制限する者		特定不正行為の程度	申請制限期間	
特定不正行為に関与したと認定された者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年	
	2 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く特定不正行為に関与したと認定された者		2～3年	
特定不正行為に関与したとまでは認定されない者の、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年	

附 則

この要領は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

ただし、第4条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。